

特別児童扶養手当について

障害をお持ちのお子さんのために



お問い合わせ先

財部福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
 末吉保健課 ☎ 0986-76-8807
 大隅保健福祉課 ☎ 099-482-5925

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、子ども手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できません）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当の額

- 1級（重度障害児）
月額 5万550円
- 2級（中度障害児）
月額 3万3670円

※この額は児童1人あたりで、障害等級表に該当するとき、1級、2級が決定します。

特別児童扶養手当の手続き

市役所で請求の手続きができます。なお、その他の各種手続きは下表をご参照ください。

添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。

- ④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 4月11日（12月～3月分）
- ② 8月11日（4月～7月分）
- ③ 11月11日（8月～11月分）

各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど



児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って



お問い合わせ先

財部福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
 末吉保健課 ☎ 0986-76-8807
 大隅保健福祉課 ☎ 099-482-5925

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。

なお、手当は申請された月の翌月分からの支給となります。

支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が不明である児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。また、心身におおむね中度以上

上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父または母に支給される公的年金の加算の対象になつていないとき
- ④ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）

児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1550円
 一部支給 月額4万1540円
 9810円

なお、この児童扶養手当の額は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合

は、この金額に5000円が加算され、3人以上はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の手続き

市役所で請求の手続きができます。

各種届出一覧表

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど



ひとり親医療費助成について

ひとり親家庭の医療費を全額支給。



お問い合わせ先

財部福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
 末吉保健課 ☎ 0986-76-8807
 大隅保健福祉課 ☎ 099-482-5925

曾於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童は、医療費の全額助成を受けることができます。
 なお児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。

助成が受けられない場合

- ①生活保護法による保護を受けているとき
- ②児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
- ③里親に委託されているとき
- ④重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができる

支給資格者証の更新

支給者の皆さんは、全員、毎年7月中に更新申請書を提出しなければなりません。
 申請は、市役所へお越しください。

児童扶養手当等の手当額が変わります

手当の種類	平成 22 年度 (月額)
児童扶養手当	子 1 人、全部支給の場合 41,720 円
	子 1 人、一部支給の場合 41,710 円～ 9,850 円
特別児童扶養手当	1 級 50,750 円
	2 級 33,800 円
特別障害者手当	26,440 円
障害児福祉手当	14,380 円



平成 23 年度 (月額)	
子 1 人、全部支給の場合	41,550 円
子 1 人、一部支給の場合	41,540 円～ 9,810 円
1 級	50,550 円
2 級	33,670 円
	26,340 円
	14,330 円

【問い合わせ先】

財部 福祉事務所 0986-72-0936 末吉 保健課 0986-76-8807 大隅 保健福祉課 099-482-5925